

## 運転中のハンドマイク使用

JJ1SXA/池

先日(3月12日)総会の帰りに、ハンドマイクの使用は道交法違反で摘発されると、某OMから話があり、いやそんなことは無いと反論があったりしましたが、この件については、「TWO FORTY」第60号(2004.12)記事「モバイルマイクの使用を推奨します」で、解説しましたが、10数年前のことなので、再度確認しましょう。

道交法第71条には、次のような定めがあります。

第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。)を通話(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

以上のようになっていて、要は、運転中の携帯電話等の使用禁止及び、ナビやTVを視聴してはいけないという定めです。

ハンドマイクについて、警察庁の解釈として、「マイクと送受信機が分離しているものは対象外、送受信装置が一の筐体となっているもので、手に持って送受信を行うものが対象」ということで、ハンディトランシーバーは該当し、ハンドマイク(通称おにぎりマイク)は、対象外となり、違反ではありませんと言う事です。

交通の危険を生じさせた場合(交通事故を惹起した時等)以外は、道交法第71条の違反では有りませんが、交通事故を起こせば、第119条の罰則が適用され、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金となります。

そういうことですが、第七十条に次の条文があり、ハンドマイク使用は、こちらに該当する恐れはあります。

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

上記に違反して交通事故を起こせば、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金です。

というわけで、ハンドマイク使用は、交通事故を起こさなければ、道交法違反ではありませんが、交通事故を起こせばアウトです、気をつけていても交通事故の危険性は誰にでもあります、モバイルマイクの使用で、より安全運転につとめましょう。

交通事故を起こしたわけでは無いのに、ハンドマイク使用で警察官の取り締まりを受けた時は、「道交法第71条違反には当たらない筈です、公表されている警察庁の見解も、無線機本体が固定されていれば、ハンドマイク使用は規制対象外としています」となっていることを堂々と主張しましょう、現場の警察官はあまり細かいことは知らないのです。